

よくある質問 Q&A

ブレンド米を利用していますが、京都府産が少しでも入っていれば良いのですか？

ブレンド米でも、京都府産が50%以上使用されていれば、京都府産米とみなします。

給食で使う野菜は、伝統野菜だけが対象となるのですか？

伝統野菜やブランド京野菜だけに限らず、京都府産の野菜全てを対象としています。

豆腐やお茶などの加工品も利用回数にカウントできるのですか？

加工品はカウントできません。カウントできるのは、米や野菜、果実、豆類の農産物です。

1日3食のすべての食事に京都府産を利用しないと、1日分としてカウントできないのですか？

1日の食事のうち、京都府産の農産物を1食材でも利用していただければ、1日分としてカウントします。なお、1食材を1日3食利用した場合は3日ではなく1日分のカウントとなります。

計画と実績が違っていても良いのですか？

違っていてもかまいません。ただし、認定を受けるには、実績で基準を満たしている必要があります。

京都府産農産物の産地の資料とは、どのようなものですか？

献立表・食材一覧の中で京都府産農産物がわかるように印を付けたものなどを想定しています。ただし、利用品目名と利用日数がわかるものに限ります（メニューや参考様式を使用してもよい。）

京都府産農産物の産地や食文化の情報の発信資料の写しとは、どのようなものですか？

例えば、給食だよりや施設の広報誌で、食材の産地や生産者を紹介したり、献立にまつわる季節の行事などを紹介したりしたものを想定しています。

3年ごとに実績を提出とありますが、新規認定または更新認定された年から数えますか？また、いつの実績を提出しますか？

例えば令和4年度認定施設・更新施設では、その年度から3年度目、つまり、令和7年度に前年度実績（令和6年4月～同7年3月）を提出します。
※更新しようとする年度の直近1年分の実績を提出することとなります。

詳しい取り組み内容は京都府ホームページでも紹介しています。
（京都府ホームページURL <http://www.pref.kyoto.jp>）

たんとおあがり京都府産 で検索してください。

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課 電話 075-414-4954

たんとおあがり京都府産

TANTO OAGARI

認定のながれ

対象施設

- ◆病院、高齢者に係る福祉施設及び保健施設
- ◆社員食堂を有する企業等
- ◆大学構内に所在する食堂等
- ◆幼稚園・保育所等

安心・安全でおいしい京都府産農産物を使った食事を提供する施設認定を受けませんか



○認定施設には、認定章を交付します。（丹後ちりめん、京都府産ヒノキを使用）

京都府

「たんとおあがり 京都府産」 施設認定・更新の流れと認定基準



新規申請ではその年の4月から翌年3月までの1年間の計画を提出していただきます。その後、前期実績(4月~9月)の提出により認定された施設には認定章を交付し、後に、後期実績(10月~翌年3月)も提出いただきます。初年度の認定後は3年ごとに実績を審査し、認定要件を満たす施設に認定章の継続利用を承認します。

新規申請

1年目

2年目

3年目

6年目

4月

新規申請 提出

1年分(4月~翌年3月)

- 様式1-1 1年間の米・野菜利用、情報発信 [計画書]
- 様式2 計画 [送付鑑]

10月

前期実績 提出

前期半年分(4月~9月)

- 様式1-2 米・野菜利用、情報発信 [実績報告書] (春・夏記入)
- 様式3 実績 [送付鑑]
- 情報発信資料・参考様式(又はメニューや献立表)
- 様式4 米の利用 [実績書]

12月

【認定決定通知】

1月

【新規認定交付式】

4月

後期実績 提出

後期半年分(10月~翌年3月)

- 様式1-2 米・野菜利用、情報発信 [実績報告書] (秋・冬記入)
- 様式3 実績 [送付鑑]
- 情報発信資料・参考様式(又はメニューや献立表)
- 様式4 米の利用 [実績書]

認定から3年度目に
前年度の実績を提出

更新申請

- 様式4 米の利用 [実績書]を省略します

年間実績 提出

直近1年分(4月~翌年3月)

4月

- 様式1-2 米・野菜利用、情報発信 [実績報告書] (春夏秋冬記入)
- 様式3 実績 [送付鑑]
- 情報発信資料・参考様式(又はメニューや献立表)

6月

【更新決定通知】

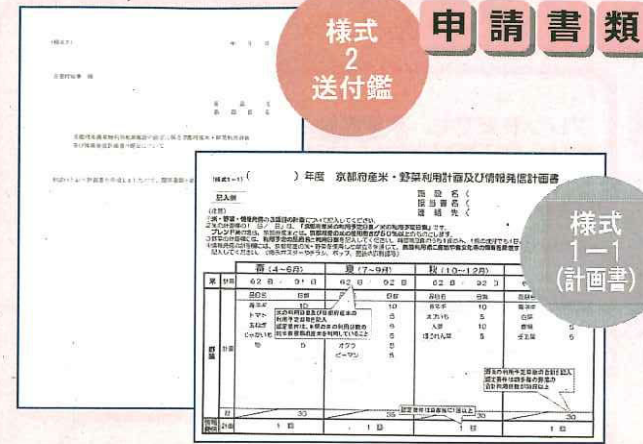
以後、更新から
3年度目に前年度の
実績を提出

4月

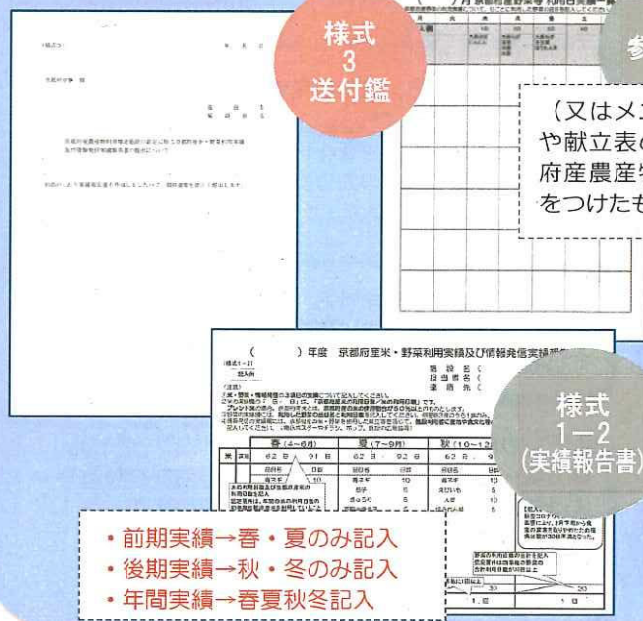
年間実績 提出

直近1年分(4月~翌年3月)

申請書類



申請書類



- 情報発信資料以外の書類の様式データは京都府ホームページよりダウンロードが可能です。
<http://www.pref.kyoto.jp> より「たんとおあがり 京都府産」で検索。(4 提出書類)
- 申請書類は下記のメールアドレスへ「たんとおあがり」新規申請/更新申請の件名をつけてお送りください。
- 原則、電子データ等による提出としますが、これが難しい場合には、郵送も可とします。

E-mail: ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp
京都府農林水産部 流通・ブランド戦略課
アグリビジネス戦略係
〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

京都府産農産物の産地や食文化の情報の発信資料の写し(施設の広報誌やちらしなど)
※PDF,写真データ可

認定基準クリアポイント

- 納入業者さんに前もって京都府産と指定しておけば利用日数を重点にチェックするだけ
- 少量の使用でも利用日数としてカウントしていただきます
- チラシやポスターのお知らせの他にもメニューに今日の『おひたし』のほうれん草は京都府〇〇市産!などの記載も手帳です

認定基準

- ◆ 野菜の利用
京都府産野菜を四季毎に30日以上利用(果実・豆類を含みます)
- ◆ 米の利用
京都府産米を年間利用日数の概ね50%以上利用(京都府産米を50%以上含むブレンド米も可)
- ◆ 情報の発信
施設利用者へ、京都府産の米・野菜等に関する産地又は京都の食文化に係る情報を、四季毎に1回以上発信

